

給与制度の見直しに係る組合交渉

○交渉日時 平成30年11月14日（水）11：00～11：20

○交渉場所 市役所8階第1会議室

○出席者 当局側 総務部長，総務部次長，人事課長，行政改革課長，
人事課主査，行政改革課主査
企業局管理部長，企業局管理部次長，企業局管理部総務課長
病院局管理部長，病院局管理部次長，病院局管理部庶務課長，
病院局管理部庶務係長

組合側 市職労，水道労組，交通労組，病院労組の各書記長

交渉項目	給与制度の見直しについて
交渉要旨	<p>(組合) 今回の提案に関する市の考え方を伺いたい。</p> <p>(当局) 今回の提案は、本年11月6日に閣議決定された一般職の国家公務員の給与改定に係る人事院勧告の完全実施の取り扱いと給与法改正案の内容を踏まえ提案している。</p> <p>(組合) 年内に給与改定と差額支給を行う場合のスケジュールを伺いたい。</p> <p>(当局) 差額支給は、市の給与関連条例などの改正後に行うこととなる。 条例改正案の議会への提出については、貴職との合意が前提となることに合わせ、国の給与法改正法案の成立に先んじることが出来ない。 現在、法案が審議されておらず、市の条例改正、国の人事院規則の公布スケジュールを踏まえると、年内の差額支給は相当難しい。</p> <p>(組合) 住居手当の見直しを来年の1月1日から実施する理由を伺いたい。</p> <p>(当局) 親族間で賃貸借契約をしている場合の住居手当の支給は、できるだけ早く見直しすることが望ましいと考えており、来年1月1日を施行日としたものである。</p>

	<p>(組合) 見直しの提案から実施までの期間が短いことを懸念している。支給対象外となる職員への周知などの考え方について伺いたい。</p> <p>(当局) 親族間契約に係る住居手当の見直しは、これまでの一連の記者会見、議会答弁等の中で、すでに周知の事実と思うが、関係規則の改正後、全職員に対し、あらためて周知したい。</p> <p>(組合) 組合としても、住居手当の見直しが必要ということは認識しているが、十分な周知期間の確保なども念頭に、労使協議を進めて欲しい。</p> <p>(当局) 提案に対する回答は、今月 11 月末までをお願いしたい。</p>
交渉結果	(交渉継続)
備考	

(総務部行政改革課 平成 30 年 12 月 4 日現在)